

保護者 様

群馬県立吉井高等学校長

「学校で予防すべき感染症」に係る治癒証明について

お子様が下記の表にある「学校で予防すべき感染症」にかかっている場合、学校保健安全法施行規則の定めにより出席停止となります。出席停止期間の基準については下記の表をご確認ください。出席停止の期間は、十分療養してください。なお、登校にあたっては必ず医師に様式（２）「治癒証明書」に記入してもらい、学校に提出していただきますようお願いいたします。

【下記表の感染症にかかった場合】

①感染症が判明次第、学校までご連絡ください。（Tel：027－388－3511）

②出席停止期間の基準をもとに十分療養してください。

③医師に別紙の様式（２）「治癒証明書」を記入してもらい、学校に提出し、登校してください。

疾病		出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、特定感染症及び新型感染症	治癒するまで (学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項)
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで (学校保健安全法施行規則第 19 条第 1 項第 3 号)
	※その他の感染症 A 群溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	

主治医 様

ご多用のところ、大変恐縮ではありますが、「治癒証明書」に必要事項をご記入いただき、保護者にお渡しくださいますようお願いいたします。

キ リ ト リ

治 癒 証 明 書

群馬県立吉井高等学校長 様

年 組 番 生徒氏名

病 名（ ）

出席停止期間（令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日）

その他 ※学校に伝えること、特筆すべきことがあればご記入をお願いいたします。

--

上記の生徒は、学校保健安全法施行規則の定める感染症にかかりましたが、同法令の出席停止期間を経て、治癒し、登校可能な状態となりましたことを証明します。

令和 年 月 日 医療機関名
医 師 名 印